

令和 6 年 6 月 28 日

○条例

小田原市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

小田原市いこいの森条例の一部を改正する条例

小田原市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部を改正する
条例

小田原市立学校条例の一部を改正する条例

小田原市政策監の設置等に関する条例を廃止する条例

○規則

組織機構の再編整備に伴う関係規則の整備に関する規則

小田原市個人番号の利用に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

小田原市いこいの森条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

[改正理由]

生活保護法の一部改正に伴う所要の整備を行うため改正する。

[内 容]

生活保護法が一部改正され、進学準備給付金が進学・就職準備給付金に拡充されたことに伴い、これに応じて府内連携の対象となる特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報）の名称を変更することとする。（別表第2関係）

[適 用]

公布の日

小田原市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 6 月 28 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市条例第19号

小田原市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

小田原市個人番号の利用に関する条例（平成27年小田原市条例第33号）の一部を次のように改正する。

別表第2の1の項中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

小田原市いこいの森条例の一部を改正する条例

[改正理由]

いこいの森のこれまでの管理運営の実績を踏まえ、休場日等の整備を行うため改正する。

[内 容]

1 休場日等の変更（第6条関係）

いこいの森の施設の休場日等を次のように変更することとする（7月21日から8月31日までの期間（以下「夏季期間」という。）は、無休）。

(1) 林間運動広場、バードゴルフ場及び体験交流センター

林間運動広場及びバードゴルフ場の休場日並びに体験交流センターの休館日のうち、月曜日（休日を除く。）を木曜日（休日を除く。）に変更することとする。

(2) 林間キャンプ場、バンガロー及びシャワー棟

夏季期間以外の休場日は、水曜日及び木曜日（休日を除く。）並びに12月1日から2月末日までの期間とすることとする（従前は、夏季期間以外は原則休場）。

(3) 管理棟

管理棟の休場日は、(2)の林間キャンプ場等と同様とすることとする。

2 使用時間の変更（第7条関係）

管理棟の使用時間を次のように変更することとする。

改 正 後	改 正 前
午前9時から午後5時まで	午前9時から午後5時まで（夏季期間又はバンガロー及びシャワー棟を開場する日にあっては、午前9時から午後10時まで）

[適 用]

令和7年4月1日

小田原市いこいの森条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 6 月 28 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市条例第20号

小田原市いこいの森条例の一部を改正する条例

小田原市いこいの森条例（昭和57年小田原市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項各号列記以外の部分を次のように改める。

7月21日から8月31日までの期間（次項において「夏季期間」という。）以外の期間における次の各号に掲げる施設の休館日又は休場日は、当該各号に定める日とする。

第6条第1項第1号中「管理棟、」を削り、同号ア中「月曜日」を「木曜日」に、「イ」を「以下この項」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 管理棟、林間キャンプ場、バンガロー及びシャワー棟 次に掲げる日

ア 水曜日及び木曜日（これらの日が休日に当たるときを除く。）

イ 1月1日から2月末日まで及び12月1日から同月31日までの日

第6条第2項を削り、同条第3項中「管理棟等の」を削り、同項を同条第2項とし、同条第4項中「第1項及び前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とする。

第7条第1項中「管理棟等」を「次の各号に掲げる施設」に改め、「、次の各号に掲げる施設の区分に応じ」を削り、同項第1号を削り、同項第2号中「林間運動広場」を「管理棟、林間運動広場」に改め、同号を同項第1号とし、同項中第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

小田原市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部を改正する条例

[改正理由]

漁港漁場整備法の一部改正に伴う所要の整備を行うため改正する。

[内 容]

1 漁港漁場整備法の題名の改正に伴う規定の整備（別表第2関係）

漁港漁場整備法の題名が次のように改められたことに伴い、同法の題名を引用する規定を整備することとする。

改 正 後	改 正 前
漁港及び漁場の整備等に関する法律	漁港漁場整備法

2 小田原漁港地区地区整備計画区域内の建築物の用途に係る規定の整備（別表第2関係）

漁港漁場整備法が一部改正され、漁港の機能施設に直売所が加えられたことに伴い、小田原漁港地区地区整備計画区域内における建築物の用途に係る規定について、次のように、直売所が従来どおり水産物等の販売を主とする店舗等（床面積合計3,000平方メートル以内）に分類されるよう明記することとする。

改 正 後	改 正 前
(1) 漁港の機能施設(直売所を除く。) (2) 水産物等の販売を主とする直売所 その他の店舗又は飲食店(床面積合計3,000平方メートル以内)	(1) 漁港の機能施設 (2) 水産物等の販売を主とする店舗又は飲食店(床面積合計3,000平方メートル以内)

[適 用]

公布の日

小田原市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部を改正する
条例をここに公布する。

令和 6 年 6 月 28 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市条例第21号

小田原市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部を
改正する条例

小田原市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例（平成6年小田原
市条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表第2 小田原漁港地区地区整備計画区域の項中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁
場の整備等に関する法律」に改め、「機能施設」の次に「（直売所を除く。）」を、
「主とする」の次に「直売所その他の」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

小田原市立学校条例の一部を改正する条例

[改正理由]

橋地域認定こども園の整備に当たり、下中幼稚園を下中小学校内に移転するため
改正する。

[内 容]

下中幼稚園の位置を次のように変更することとする。 (別表第3関係)

改 正 後	改 正 前
小田原市小船178番地（下中小学校 内）	小田原市小船174番地の1

[適 用]

令和 6 年 9 月 1 日

小田原市立学校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 6 月 28 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市条例第22号

小田原市立学校条例の一部を改正する条例

小田原市立学校条例（昭和39年小田原市条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表第3 小田原市立下中幼稚園の項中「小田原市小船174番地の1」を「小田原市小船178番地」に改める。

附 則

この条例は、令和6年9月1日から施行する。

小田原市政策監の設置等に関する条例を廃止する条例

[廃止理由]

政策監の職を廃止するため廃止する。

[廃止年月日]

公布の日

小田原市政策監の設置等に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

令和 6 年 6 月 28 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市条例第23号

小田原市政策監の設置等に関する条例を廃止する条例

小田原市政策監の設置等に関する条例（令和2年小田原市条例第27号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

組織機構の再編整備に伴う関係規則の整備に関する規則

[制定理由]

組織機構の再編整備に伴い、小田原市事務分掌に関する規則ほか4件の規則について所要の整備を行うため制定する。

[内 容]

1 小田原市事務分掌に関する規則の一部改正（整備規則第1条関係）

市長の事務部局の組織及び事務分掌を次のように変更することとする。

(1) 企画部関係

ア 課の新設

新たに政策調整課を設置し、同課に未来創造係及びデジタルまちづくり係を置くこととする。また、同課に次の事務を分掌させることとする。

- (ア) 特命による行政施策の調整に関する事務
- (イ) 公民連携に関する事務
- (ウ) 若者及び女性の活躍に関する事務
- (エ) 地域の情報化及びデジタル化に関する事務
- (オ) デジタル社会に係る調査及び研究に関する事務
- (カ) ゼロカーボン・デジタルタウンに関する事務

イ 課の廃止

未来創造・若者課及びゼロカーボン・デジタルタウン推進課を廃止することとする。

ウ 情報システム課関係

デジタルイノベーション課の名称を情報システム課に変更し、デジタルまちづくり係を廃止することとする。また、同課の事務分掌を次のように整備することとする。

- (ア) 地域及び行政の情報化及びデジタル化の総合的企画、調整及び推進に関する事務を行政の情報化及びデジタル化に関する事務に変更することとする。
- (イ) 地域の情報化及びデジタル化に関する事務を政策調整課に移管することとする。

(2) 福祉健康部健康づくり課関係

感染症対策係を廃止することとする。

(3) 都市部関係

ア 都市政策課関係

新たに都市デザイン係を置くこととする。また、都市政策課に次の事務を分掌させることとする。

(ア) 良好な都市・居住環境形成のためのまちづくりに関する事務

(イ) 歴史的風致の維持向上に関する事務

イ 都市計画課関係

新たに景観係を置くこととする。また、都市計画課に次の事務を分掌させることとする。

(ア) 都市景観形成の調査、企画及び調整に関する事務

(イ) 景観法及び小田原市景観計画並びに小田原市景観条例に関する事務

(ウ) 屋外広告物法に基づく措置及び小田原市屋外広告物条例に関する事務

(エ) 小田原市風致地区条例に関する事務

ウ 地域交通課関係

まちづくり交通課の名称を地域交通課に変更するとともに、交通政策係の名称を地域交通係に変更し、まちづくり係及び景観係を廃止することとする。また、同課の事務分掌を次のように整備することとする。

(ア) ア(ア)及び(イ)の事務を都市政策課に、イ(ア)から(エ)までの事務を都市計画課に移管することとする。

(イ) 新たに地域公共交通計画に関する事務を分掌させることとする。

2 組織機構の再編整備に伴う規定の整備

次に掲げる規則について、組織機構の変更に伴う所要の規定の整備を行うこととする。

(1) 小田原市民間提案審査委員会規則（整備規則第2条関係）

(2) 小田原市歴史まちづくり協議会規則（整備規則第3条関係）

(3) 小田原市財務規則（整備規則第4条関係）

(4) 小田原市財産規則（整備規則第5条関係）

[適用]

令和6年7月1日

組織機構の再編整備に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

令和 6 年 6 月 28 日

小田原市長 加 藤 売 一

小田原市規則第28号

組織機構の再編整備に伴う関係規則の整備に関する規則

(小田原市事務分掌に関する規則の一部改正)

第1条 小田原市事務分掌に関する規則（昭和44年小田原市規則第29号）の一部を次のように改正する。

第2条中

「企画政策課 企画政策係 行政経営係 移住定住係 」を
「企画政策課 企画政策係 行政経営係 移住定住係 」に、
政策調整課 未来創造係 デジタルまちづくり係 」
「未来創造・若者課 未来創造係 共創・若者活躍係
デジタルイノベーション課 情報システム係 デジタルまちづくり係 を
ゼロカーボン・デジタルタウン推進課 ゼロカーボン・デジタルタウン推進係」
「情報システム課 情報システム係 」に、
「健康づくり課 保健医療係 感染症対策係 成人保健係 介護予防推進係 」を
「健康づくり課 保健医療係 成人保健係 介護予防推進係 」に、
「都市政策課 都市政策係 都市調整係
都市計画課 都市計画係 市街地整備推進係 」を
まちづくり交通課 まちづくり係 交通政策係 景観係 」
「都市政策課 都市政策係 都市デザイン係 都市調整係
都市計画課 都市計画係 景観係 市街地整備推進係 」に
地域交通課 地域交通係 」

改める。

第3条企画部企画政策課の事務分掌の次に次の課名及び事務分掌を加える。

政策調整課

- (1) 特命による行政施策の調整に関すること。
- (2) 公民連携に関すること。
- (3) 若者及び女性の活躍に関すること。
- (4) 地域の情報化及びデジタル化に関すること。
- (5) デジタル社会に係る調査及び研究に関すること。
- (6) ゼロカーボン・デジタルタウンに関すること。

第3条企画部未来創造・若者課の課名及び事務分掌を削る。

第3条企画部デジタルイノベーション課の課名を「情報システム課」に改め、同課の事務分掌(1)を次のように改める。

(1) 行政の情報化及びデジタル化に関すること。

第3条企画部情報システム課の事務分掌中(2)を削り、(3)を(2)とし、(4)から(7)までを1ずつ繰り上げる。

第3条企画部ゼロカーボン・デジタルタウン推進課の課名及び事務分掌を削る。

第3条都市部都市政策課の事務分掌中(14)を(16)とし、(6)から(13)までを2ずつ繰り下げ、(5)の次に次のように加える。

(6) 良好的な都市・居住環境形成のためのまちづくりに関すること。

(7) 歴史的風致の維持向上に関すること。

第3条都市部都市計画課の事務分掌中(18)を(22)とし、(11)から(17)までを4ずつ繰り下げ、(10)の次に次のように加える。

(11) 都市景観形成の調査、企画及び調整に関すること。

(12) 景観法（平成16年法律第110号）及び小田原市景観計画並びに小田原市景観条例（平成17年小田原市条例第42号）に関すること。

(13) 屋外広告物法（昭和24年法律第189号）に基づく措置及び小田原市屋外広告物条例（平成21年小田原市条例第22号）に関すること。

(14) 小田原市風致地区条例（平成26年小田原市条例第3号）に関すること。

第3条都市部まちづくり交通課の課名を「地域交通課」に改め、同課の事務分掌中(1)から(6)までを削り、(7)を(1)とし、(1)の次に次のように加える。

(2) 地域公共交通計画に関すること。

第3条都市部地域交通課の事務分掌中(8)を(3)とし、(9)から(11)までを5ずつ繰り上げる。

（小田原市民間提案審査委員会規則の一部改正）

第2条 小田原市民間提案審査委員会規則（令和5年小田原市規則第8号）の一部を次のように改正する。

第10条中「企画部未来創造・若者課」を「企画部政策調整課」に改める。

（小田原市歴史まちづくり協議会規則の一部改正）

第3条 小田原市歴史まちづくり協議会規則（平成25年小田原市規則第20号）の一部を次のように改正する。

第8条中「都市部まちづくり交通課」を「都市部都市政策課」に改める。

(小田原市財務規則の一部改正)

第4条 小田原市財務規則（昭和39年小田原市規則第40号）の一部を次のように改正する。

別表第1企画政策課の項の次に次のように加える。

政策調整課	未来創造係長
-------	--------

別表第1未来創造・若者課の項を削り、同表デジタルイノベーション課の項中「デジタルイノベーション課」を「情報システム課」に改め、同表ゼロカーボン・デジタルタウン推進課の項を削る。

別表第2まちづくり交通課の項を次のように改める。

地域交通課	地域交通係長
-------	--------

(小田原市財産規則の一部改正)

第5条 小田原市財産規則（昭和40年小田原市規則第57号）の一部を次のように改正する。

別表企画政策課の項の次に次のように加える。

政策調整課	未来創造係長
-------	--------

別表未来創造・若者課の項を削り、同表デジタルイノベーション課の項中「デジタルイノベーション課」を「情報システム課」に改め、同表ゼロカーボン・デジタルタウン推進課の項を削り、同表まちづくり交通課の項を次のように改める。

地域交通課	地域交通係長
-------	--------

附 則

この規則は、令和6年7月1日から施行する。

小田原市個人番号の利用に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

[改正理由]

生活保護法の一部改正に伴う所要の整備を行うため改正する。

[内 容]

生活保護法が一部改正され、進学準備給付金が進学・就職準備給付金に拡充されたことに伴い、次の規則について所要の規定の整備を行うこととする。（改正規則 第1条～第3条関係）

- (1) 小田原市個人番号の利用に関する条例施行規則（第5条及び第9条関係）
- (2) 社会福祉事務の権限を福祉事務所長に委任する規則（第2条関係）
- (3) 生活保護法施行細則（第4条関係）

[適 用]

公布の日

小田原市個人番号の利用に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 6 月 28 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市規則第29号

小田原市個人番号の利用に関する条例施行規則等の一部を改正する規則
(小田原市個人番号の利用に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 小田原市個人番号の利用に関する条例施行規則（平成28年小田原市規則第57号）の一部を次のように改正する。

第5条第7号及び第9条第1号イ中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

(社会福祉事務の権限を福祉事務所長に委任する規則の一部改正)

第2条 社会福祉事務の権限を福祉事務所長に委任する規則（昭和38年小田原市規則第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第10号中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

(生活保護法施行細則の一部改正)

第3条 生活保護法施行細則（平成14年小田原市規則第9号）の一部を次のように改正する。

第4条第4項中「進学準備給付金の」を「進学・就職準備給付金の」に、「進学準備給付金支給（不支給）決定通知書」を「進学・就職準備給付金支給（不支給）決定通知書」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

小田原市いこいの森条例施行規則の一部を改正する規則

[改正理由]

小田原市いこいの森条例の一部改正に伴う所要の整備を行う等のため改正する。

[内 容]

- 1 小田原市いこいの森条例の一部改正に伴う規定の整備（第1条の2及び第2条関係）

小田原市いこいの森条例が一部改正され、冬季期間以外は、管理棟、バンガロー及びシャワー棟を原則開場することとなることに伴い、これらの施設の夏季期間以外の期間における開場の基準及びバンガローの使用の申請期限に係る規定を削除することとする。

- 2 利用料金の特例の廃止（旧第6条関係）

夏季期間における体験交流センター多目的ホールの使用について、利用料金の支払を要しないこととする特例を廃止することとする。

[適 用]

令和 7 年 4 月 1 日

小田原市いこいの森条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 6 月 28 日

小田原市長 加 藤 売 一

小田原市規則第30号

小田原市いこいの森条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市いこいの森条例施行規則（昭和57年小田原市規則第22号）の一部を次のように改正する。

第1条の2を削る。

第2条第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とする。

第4条第1項中「第2条第3項」を「第2条第2項」に改める。

第6条を削り、第7条を第6条とし、第8条を第7条とし、第9条を第8条とする。

別表第2中「第8条関係」を「第7条関係」に改める。

様式第5号中「第9条関係」を「第8条関係」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。